



3年保存

基徴発第1128001号

平成15年11月28日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長

労働保険事務組合の不正事故の防止等について

標記については、昭和59年12月28日付け発勞徴第88号及び昭和60年1月18日付け勞徴発第6号（以下「昭和60年徴収課長内かん」という。）によりその取扱いを定めているところであり、「平成15年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」（平成15年3月31日付け基徴発第0331001号）第1の5の(2)においても、当該通達を踏まえ、計画的かつ定期的に全労働保険事務組合を監督・指導するよう指示しているところである。

しかるに、最近、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の内部で、委託事業主から交付を受けた労働保険料を不正に流用するという事案が頻発したところである。かかる事案の増加は、適正な労働保険料徴収業務に大きな悪影響を及ぼすばかりか、事務組合制度の信頼性の確保及びその健全な発展にとっても極めて遺憾な事態といわざるを得ない。

ついては、下記に御留意のうえ、上記通達等の適正な運用について、関係職員に対する再度の周知徹底を図るとともに、不正事案が発生した場合の迅速かつ的確な対応方、よろしく願います。

記

1 最近の不正事案の傾向

最近発生した不正事案は、いずれも事務組合代表者又は事務組合の会計責任者が、交付を受けた労働保険料を私的に流用（横領）したものであるが、その中には、労働保険料等徴収及び納付簿（省令様式第19号）及び労働保険料領収書（組様式第8号）等を改ざんし又はこれらの二重帳簿を作成していた事例や、労働保険料の専用口座以外に私的口座を開設し、労働保険料の口座振替を行っていたという事例がある。これらの事例では、帳簿や専用口座の検査のみでは不正の早期発見が容易ではないものである。

2 高額滞納事務組合の取扱い

昭和60年徴収課長内かん記の1において、労働保険料等を300万円以上滞納している事務組合（以下「高額滞納事務組合」という。）を重点的に監査・指導することとし、同記の2において監査・指導に当たっての留意事項を示しているが、これを遵守されたいこと。

なお、同記の2のうち、なお書きにおいて、帳簿が不備で委託事業主からの徴収状況を把握できない場合には、必要に応じて直接委託事業主に確認をすることとしているが、上記1に掲げる最近の不正事案の傾向にかんがみ、不正の早期発見を図るため、帳簿の整備状況確認の如何にかかわらず、高額滞納事務組合であって、収納率が急激に低下している場合や、「労働保険料滞納事業場報告書」（組様式第9号）を提出しない場合等、必要があると認められる場合は、当該事務組合の監査・指導を行う前に、一定範囲の委託事業主を抽出して、電話等により又は必要に応じて出向いて、その納付状況を確認のうえ、監査・指導を行うこと。

3 労働局職員の連携

上記2に掲げる監査・指導を中心として、昭和60年徴収課長内かん記に掲げる取扱いを実効あるものとするためには、事務組合の担当職員と監査・指導を行う職員が相互に連携し、管轄事務組合の現状、滞納状況等の情報を相互に交換し、当該情報の共有化が図られなければならないことに、特に留意されたいこと。

4 労働保険料債権の保全と新たな債権発生防止

- (1) 労働保険料等の滞納が事務組合の責めに帰すべき事由によるものである場合の当該事務組合に対する措置は、昭和60年徴収課長内かん記の3に記載のとおりであるが、特に、滞納した労働保険料債権の保全について留意し、当該事務組合の債務承認（返済計画）を徴すること。
- (2) 当該債務承認は、時効が進行することに留意し、必要の都度、時効の中断措置を講じること。
- (3) 事務組合の認可取消しを行う場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章所定の手続きが終了するより以前に、当該事務組合がその事務処理能力を喪失している場合や、新たな滞納（流用）が発生する可能性が高い場合は、早急な滞納整理を行うとともに、関係者に理解を求め、早急な委託替えの措置を講じること。

なお、事務組合が納付すべき滞納労働保険料等については、その認可取消後は当該事務組合の母体団体が納付義務を引き継ぐものと解されるので、上記(1)に留意するほか、認可取消後は当該団体を債務者として適切に債権管理を行うこと。

5 事務組合に対する処分等

事務組合の認可取消しについては、「労働保険事務組合事務処理手引」第3章の6及び昭和60年徴収課長内かん記の3の(2)の⑤により取り扱うが、不正な行為を行った事務組合であって、当該事務組合が労働保険事務を継続して行うことが適当でないと判断される場合は、これに該当すること。また、事務組合関係者が労働保険料等を私的に流用して返済しない場合等は、当該人を委託事業主からの交付労働保険料等を横領したものと見て、刑事告発を検討すること。